

問  
17

## 大規模単組の場合、36協定は誰と誰とが結ぶべきでしょうか？

事業場の1つしかない企業、つまり、本社以外に支社、支店、営業所、あるいは工場などが全くない場合には、36協定の当事者が誰であるかについてはまず問題はありません。各地に支店や工場を擁する企業や、都道府県、都市のように大規模の自治体の職場では、単位組合本部が事業場ごとの協定を結ぶべきでしょうか。その事業場の労働者の過半数を組織する労働組合である限り、単位組合本部が結ぶことも、事業場単位にある組合の支部が結ぶことも、いずれも有効です。使用者側も同様に、社長または本社の使用者が36協定の当事者となることも、各事業場の所長などに締結権限を与えることも、いずれも有効です（昭36.9.7基収第1392号）。

県職労のように大規模な単組では、知事（または総務部長）と中央執行委員長との間で、全事業場を包括する枠組みを定めた基本協定を結びましょう。そして、事業場ごとに、この基本協定の範囲内で所属長と分会長（または支部長など）との間で36協定を結ぶようにしましょう。

事業場ごとに結ぶ協定の内容は、事業場の実態に即した内容にすることが大切です。